

統合保育所整備事業説明会

令和7年5月28日・6月2日

南部町

総務課・建設課・子育て支援課

本日の説明内容

• 町内保育所の現状と課題・これまでの経緯

• 建設地の状況

• 造成工事の概要等

• 統合保育所整備事業に係る事業費

• 運営方法等

• 今後のスケジュール

1.町内保育所の現状と課題

○ 施設の建築年数

すみれこども園	つくし保育園	さくら保育園	ひまわり保育園
平成 2 7 年 3 月建築	平成 2 年 3 月建築	昭和 5 5 年 9 月建築	昭和 5 8 年 4 月建築
建築経過年数 1 0 年	建築経過年数 3 5 年	建築経過年数 4 5 年	建築経過年数 4 2 年

○ 4 園の定員と入園数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	390	390	390	390	390
入園数	286	282	275	260	245

○ 課題

- ・ 少子化の影響もあり入園者数が減少していること。
- ・ つくし保育園が、法勝寺川に隣接し、浸水危険度が高い立地にあること。
- ・ つくし保育園とさくら保育園は建築後 3 0 年以上が経過しており、園舎の損傷具合が大きいこと。

2-1.これまでの経緯

○ 子ども・子育て会議（R元.5～R2.2）

- ・第2期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）を策定。
老朽化した園舎の建替えや改修を行うため、入所児童数の推移による施設数及び規模の適正化を図りながら、保育園の統合による建替えと大規模改修による長寿命化を含めた検討を行うことを明記。

【子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援法第61条に基づく計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として「質の高い幼児期の学校教育 保育の総合的な提供」「保育の質的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指す計画

○ 子ども・子育て会議（R2.8～R3.10）

- ・つくし保育園とさくら保育園の近隣同士の統合が望ましく、立地場所については、交通の便が良いこと、防災上安心安全であること、里地里山の活用ができること、また、少子化の進行により新しい保育所の定員は120名が望ましいとの意見をいただく。

2-2.これまでの経緯

○行財政運営審議会（R3.2～R3.10）

- ・「南部町立保育園の統合並びに整備運営方法」について諮問した結果、総合的に考えると、民設民営を目指すのが適当であると答申をいただく。
- ・再度諮問、「町が建物を整備し、児童福祉法に基づく公私連携型保育園制度により当該建物を保育園運営法人に貸与し、保育園運営法人が当該建物を活用して「私立保育園」を運営する方法」について、当該方法が妥当であるという答申をいただく。（R5.8）

○南部町保育所あり方検討委員会（R3.2～R5.1）

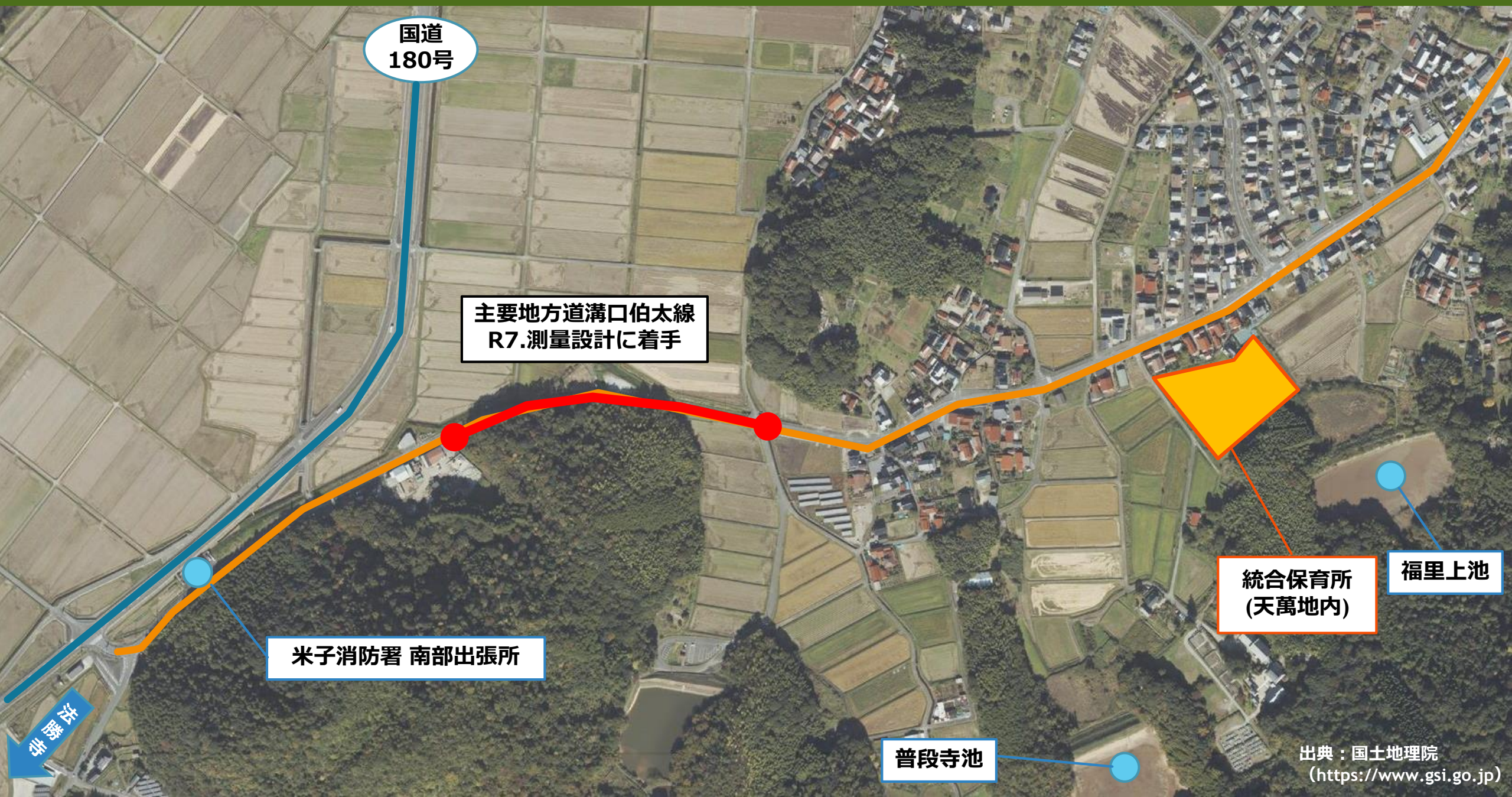
- ・新園の整備・運営方法、保育サービスを定めた基本構想を検討し、策定。

これまでの会議や審議会等での意見を踏まえ、令和4年12月議会において、町長が統合・民営化の方針を最終的に表明しました。

3.建設地と既存2園の位置関係



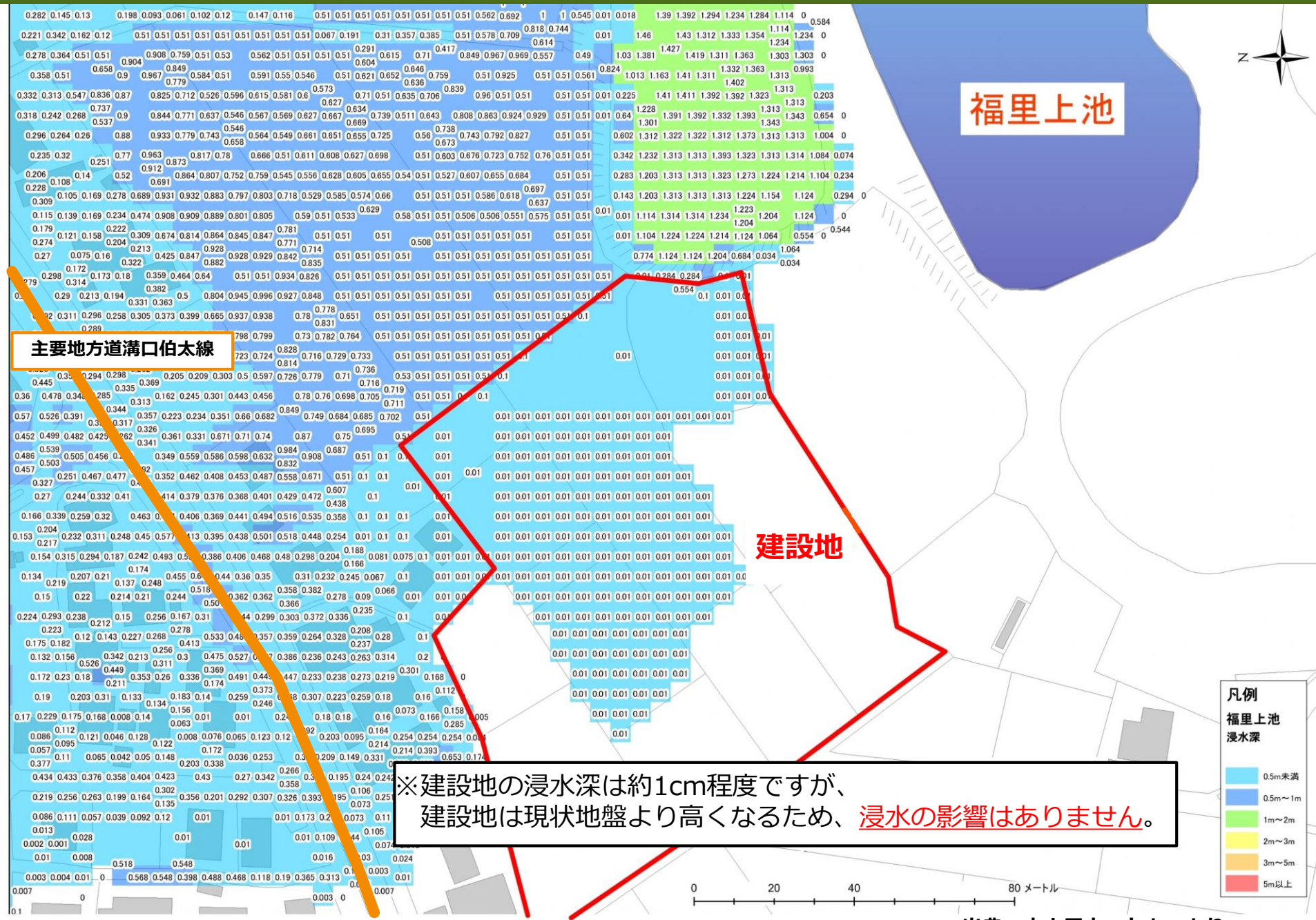
4.建設地



5.建設地周辺ため池ハザードマップ



6.建設地周辺ため池ハザードマップ



7.園舎完成イメージ図

設計テーマ

1. 地域と連携した子育て・教育ができる施設
2. 利用者・職員にとって魅力のある施設
3. 里地里山の環境を活用できる施設
4. 安心安全で災害に強い施設

設計の特徴

保育室は中庭に面し、職員が園全体を見渡せる設計。園地は自然環境を活かし、園児が体力づくりと自然体験ができる場とする。



南面外観パース

8.建設地現地写真(造成平面)



9.建設地現地写真(造成断面)



10.造成工事

造成工事概要

施工事業者	TMS・タナ力特定建設工事共同企業体
造成費	209,550,000円(税込)
造成面積	約11,000㎡
着工予定	令和7年6月
完工予定	令和8年1月
土量	掘削土13,500㎥、盛土8,000㎥

造成工事の流れ

掘削工

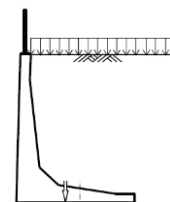


地盤
改良工

盛土工



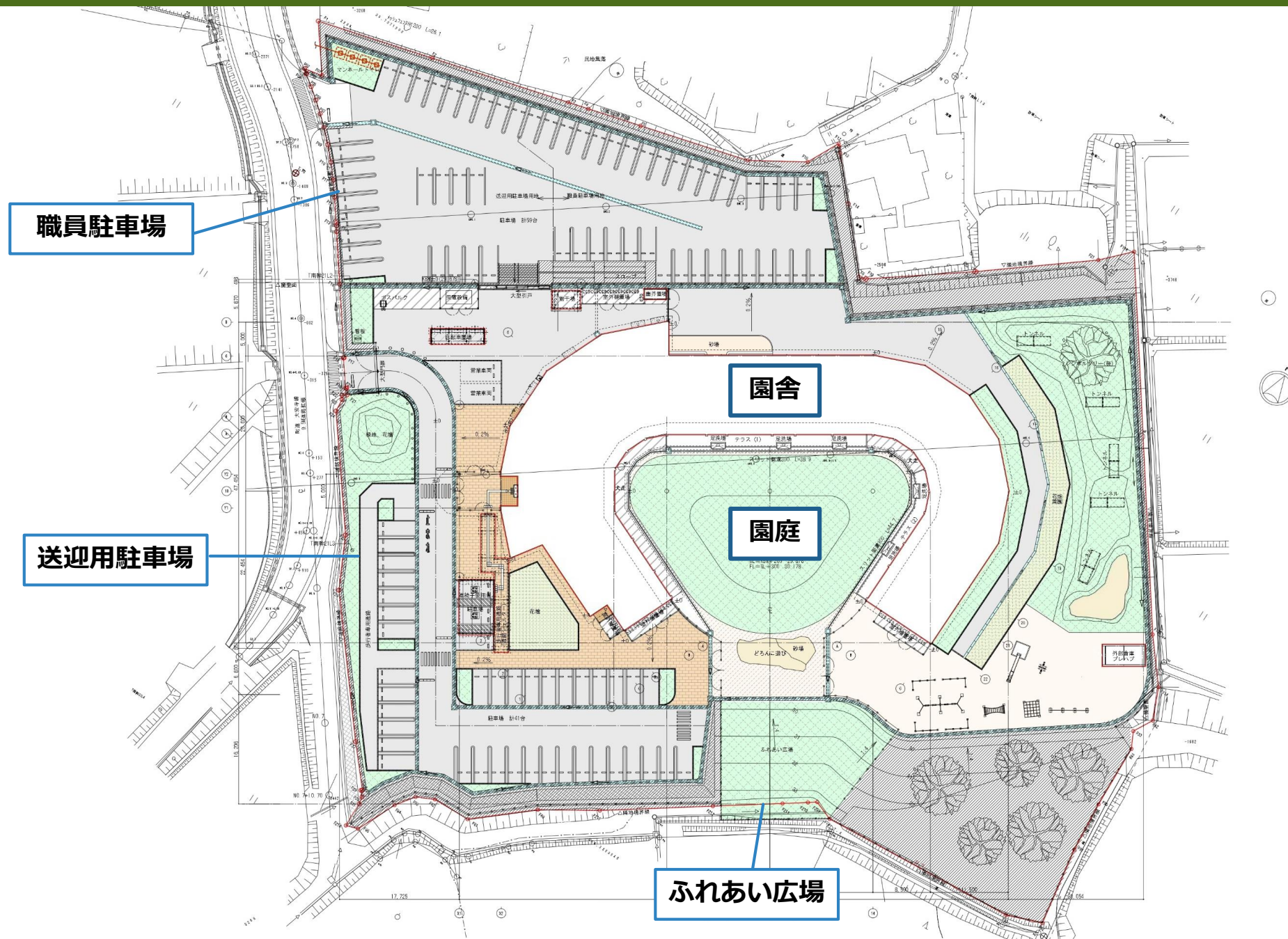
擁壁・ブ
ロック工



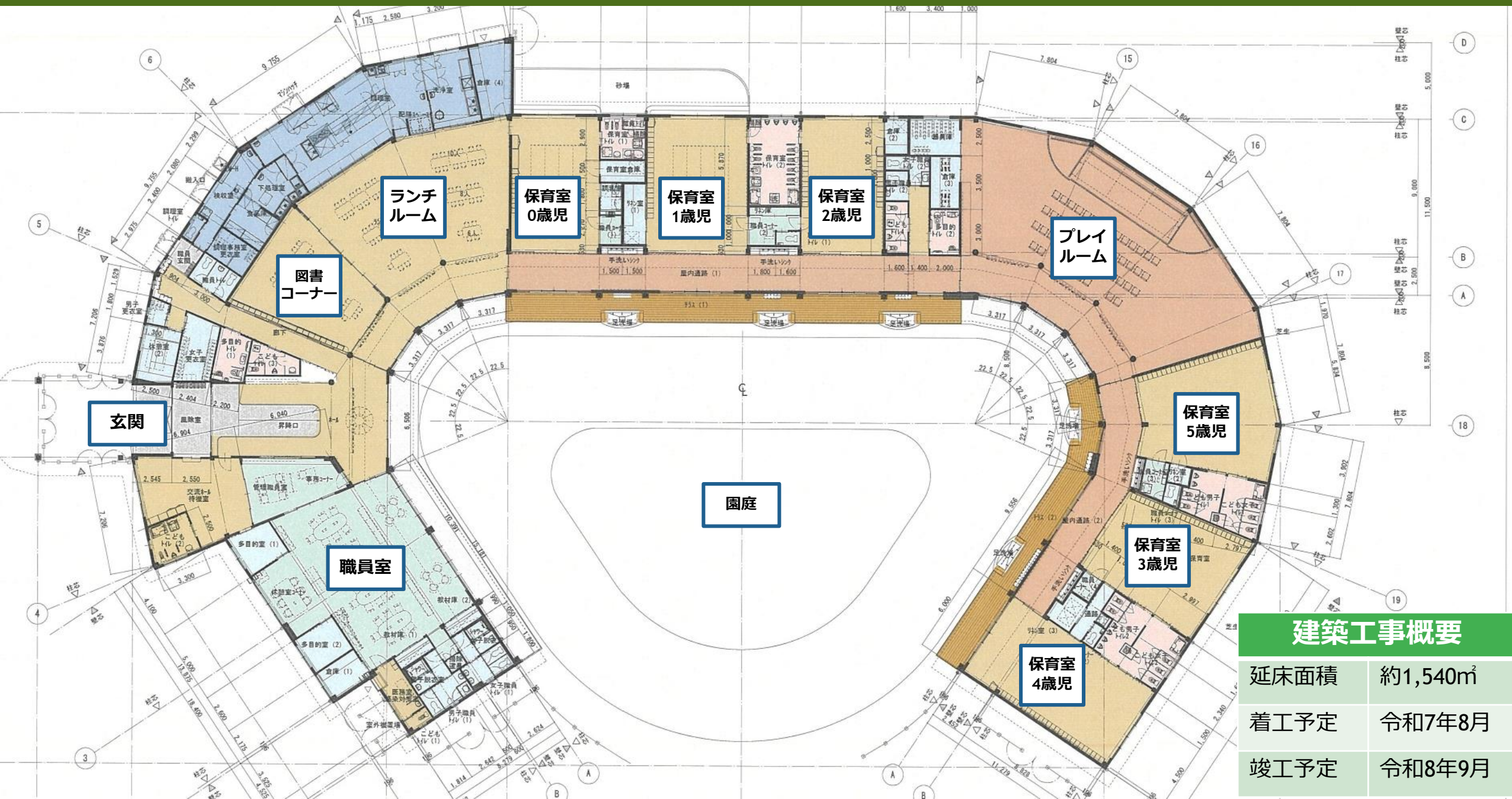
側溝等の
排水構造
物設置

外周の
フェンス
設置

1 1.外構図



1 2.建築平面図



建築工事概要

延床面積	約1,540㎡
着工予定	令和7年8月
竣工予定	令和8年9月

13. 統合保育所整備事業に係る収支内訳

(単位：千円)

歳出科目	全体事業費	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			現年	繰越		現年	繰越		現年	繰越		現年	繰越
委託料	118,851	30,874	8,596	22,278	60,977	2,364	58,613	27,000	27,000	-	-	-	-
工事請負費	1,613,329	-	-	-	354,329	26,500	327,829	1,259,000	1,259,000	-	-	-	-
公有財産購入費	55,096	-	-	-	55,096	3,298	51,798	-	-	-	-	-	-
補償補填 及び賠償金	3,813	-	-	-	3,813	1,177	2,636	-	-	-	-	-	-
備品購入費	25,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,000	25,000	-
合計	1,816,089	30,874	8,596	22,278	474,215	33,339	440,876	1,286,000	1,286,000	-	25,000	25,000	-

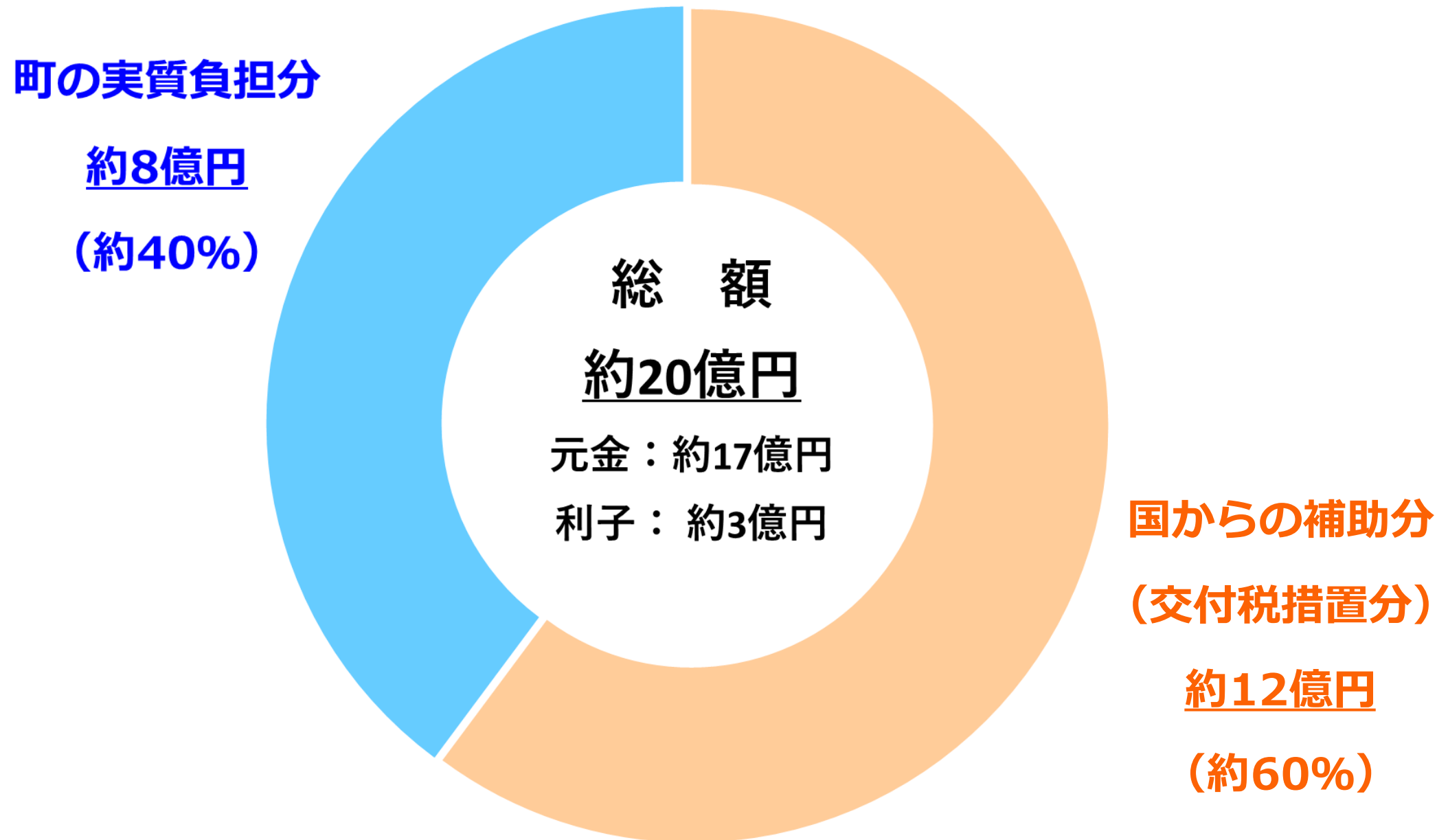
(単位：千円)

歳入科目	全体財源額	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
			現年	繰越		現年	繰越		現年	繰越		現年	繰越
合併特例債	219,100	29,300	8,200	21,100	189,800	31,600	158,200	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正 管理推進事業債	825,400	-	-	-	246,800	-	246,800	578,600	578,600	-	-	-	-
施設整備事業債	642,900	-	-	-	-	-	-	642,900	642,900	-	-	-	-
地域振興 基金繰入金	89,500	-	-	-	-	-	-	64,500	64,500	-	25,000	25,000	-
一般財源	39,189	1,574	396	1,178	37,615	1,739	35,876	-	-	-	-	-	-
合計	1,816,089	30,874	8,596	22,278	474,215	33,339	440,876	1,286,000	1,286,000	-	25,000	25,000	-

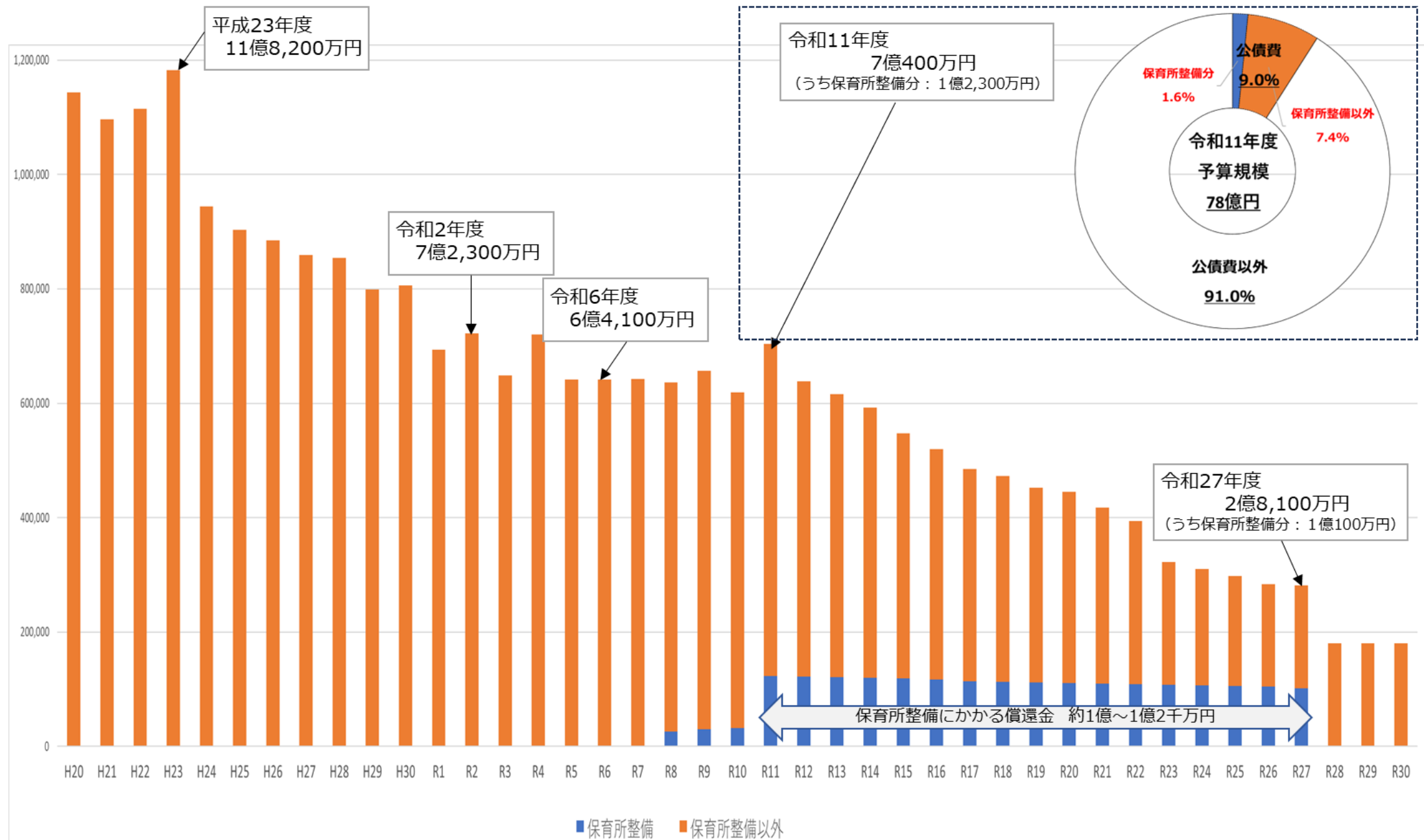
【元利償還金に対する交付税措置】

- ◆合併特例債、施設整備事業債・・・・・・・・元利償還金の70%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入
- ◆公共施設等適正管理推進事業債・・・・・・・・元利償還金の50%を後年度普通交付税の基準財政需要額に算入

1 4. 統合保育所整備事業にかかる起債（借金）



15. 南部町の起債（借金）返済シミュレーション



16.地域の防災拠点としての活用

統合保育所は、地震や風水害などの災害時には、**地域の防災拠点（避難場所）**として活用します。

主な機能

【地域住民の避難場所の確保】

災害時に地域住民の避難場所として、園舎内のランチルームやプレイルームなどの共有スペースを活用できるように計画しています。これらのスペースは、日頃は保育活動で使用しますが、災害時には地域住民の皆さまにも利用していただけるようにします。自家用車での避難にも対応しています。

【マンホールトイレ】

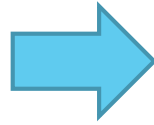
災害などによる断水やトイレの使用が困難な状況に備え、非常用のマンホールトイレを災害時にのみ使用することを前提に設置する予定です。このトイレは、既存の下水道管に簡易トイレを接続することで、衛生的に排せつ物を処理できます。停電や断水時でも使用できる非常用設備です。

【井戸】

芝生の維持管理を主な目的として、井戸を整備する予定です。井戸水は日常的に芝生への散水に使用するほか、災害時の非常用水源としても活用できるよう整備を進めます。地震や断水などの非常時には、洗浄・トイレ・消火などの生活用水として利用することが可能です。

17.運営方法

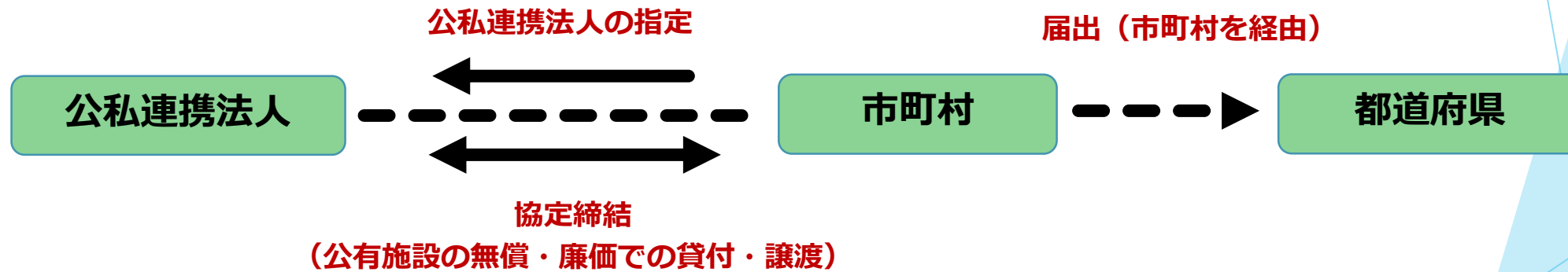
■ これまでは「公立」
町が設立した保育所を指定管
理で民間が運営していました



■ これからは「私立」
町が建設した施設で、民間が
保育所を開設・運営します

公私連携型のスキーム

(児童福祉法第56条の8による制度)



私立移管のねらい

- 民間の創意工夫によるサービスへの期待
- 保育の質の充実
- 保育士の働く環境向上と意欲の向上

18.運営方針

児童福祉法第56条の8：公私連携型保育所

・公私連携型保育所とは、認可基準を満たした私立保育所と町が協定を締結し、町が法人の運営にも関われる制度です。法律に則って、土地、建物、備品の貸与若しくは譲渡も可能です。

【伯耆の国選定の理由】

- ・これまで10年以上にわたり指定管理の実績がある
- ・保護者からも高い満足と信頼を得ている
- ・安定した運営・経営をされている
- ・従来の保育内容の継続性により、園児・保護者に安心感を与える
- ・雇用の継続により保育士に安心を与える
- ・運営会社の交代による混乱を与えない

【運営の基本方針】

- ・子ども一人ひとりが持って生まれた「生きる力」を尊重し、個性を伸ばす環境で成長できるよう支援します。
- ・子どもたちが自分の力を発見し、それを活かして社会の一員として成長できるよう、最適な保育を提供します。

19. 今後のスケジュール

現在計画中の説明会

説明会予定	年月日
町内 6 園の保護者説明会	令和 7 年 6 月 2 7 日（金） 2 8 日（土）
建築工事着工時の住民説明会	令和 7 年 8 月頃

開園までの全体スケジュール

	令和7年度	令和8年度
土地造成	R7.6～造成工事～R8.1 	
建築工事	建築設計～R7.6  R7.8～建築工事～R8.9 	
公私連携協定協議	R6.12～伯耆の国と協定書の具体案協議～R8.3協定書締結（法人指定） 	R8.4～届出準備～R8.9県へ届出 

R8秋 開園